

第5編

大規模事故等災害対策編



目次

第5編 大規模事故等災害対策編

第1部 海上災害対策	5- 1
第1章 災害予防	5- 2
第1節 情報の充実	5- 2
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え	5- 3
第2章 災害応急対策	5- 6
第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	5- 6
第2節 活動体制の確立	5- 8
第3節 捜索、救助・救急及び消火活動	5- 8
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	5- 9
第5節 関係者等への的確な情報伝達	5- 9
第3章 災害復旧計画	5-10
第2部 鉄道災害対策	5-11
第1章 災害予防	5-12
第1節 本町の状況	5-12
第2節 災害復旧への備え	5-12
第2章 災害応急対策	5-14
第1節 発災直後の情報収集・連絡	5-14
第2節 活動体制の確立	5-15
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	5-16
第4節 避難勧告・指示等	5-17
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-17

第6節	関係者等への情報伝達活動	5-17
第7節	防疫及び遺体の処理	5-17
第3章	災害復旧計画	5-18
第1節	応急工事資材の確保	5-18
第2節	災害復旧計画及び実施	5-18
第3部	道路災害対策	5-19
第1章	災害予防	5-20
第1節	道路交通状況	5-20
第2節	道路交通の安全のための情報	5-20
第3節	道路施設等の管理と整備	5-21
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-21
第5節	防災知識の普及	5-23
第6節	再発防止対策	5-23
第2章	災害応急対策	5-24
第1節	発災直後の情報収集・連絡	5-24
第2節	活動体制の確立	5-25
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	5-26
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-26
第5節	危険物等の流出に対する応急対策	5-26
第6節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	5-27
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	5-27
第8節	防疫及び遺体の処理	5-27
第3章	災害復旧計画	5-28
第1節	応急工事資材の確保	5-28
第2節	災害復旧計画及び実施	5-28

第4部 危険物等災害対策	5-29
第1章 災害予防	5-30
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保	5-30
第2節 災害応急対策、災害復旧への備え	5-31
第3節 石油類等危険物施設	5-33
第4節 一般高圧ガス	5-34
第5節 放射線使用施設等	5-34
第2章 災害応急対策	5-35
第1節 発災直後の情報収集・連絡	5-35
第2節 活動体制の確立	5-35
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策	5-36
第4節 一般高圧ガス等の事故応急対策	5-37
第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策	5-37
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策	5-38
第7節 救助・救急、医療及び消火活動	5-39
第8節 緊急輸送のための交通確保	5-39
第3章 災害復旧計画	5-40
第5部 大規模な火事災害対策	5-41
第1章 災害予防	5-42
第1節 災害に強いまちづくり	5-42
第2節 大規模火災防止の情報充実	5-42
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	5-43
第2章 災害応急対策	5-44
第1節 発災直後の情報収集・連絡	5-44
第2節 活動体制の確立	5-45

第3節	消火活動	5-45
第4節	緊急輸送のための交通確保	5-45
第5節	施設・設備の応急復旧活動	5-45
第3章	災害復旧・復興	5-46
第6部	林野火災対策	5-47
第1章	災害予防	5-48
第1節	林野火災に強い地域づくり	5-48
第2節	林野火災防止のための情報の充実	5-49
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-50
第4節	防災知識の普及等	5-51
第2章	災害応急対策	5-52
第1節	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	5-52
第2節	活動体制の確立	5-53
第3節	消火活動	5-54
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	5-54
第5節	施設・設備の応急復旧活動	5-55
第6節	被災者等への的確な情報伝達活動	5-55
第7節	二次災害の防止活動	5-55
第3章	災害復旧	5-56
第1節	復旧対策	5-56
第2節	実施計画	5-56
第7部	原子力災害対策	5-57
第1章	総則	5-58
第1節	計画の目的	5-58

第2節	計画の性格	5-58
第3節	災害の想定	5-59
第2章	事前対策	5-60
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	5-60
第2節	事前対策の整備	5-60
第3節	広域避難対策	5-61
第4節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	5-61
第5節	原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発	5-62
第3章	緊急事態応急対策	5-63
第1節	基本方針	5-63
第2節	情報の収集・連絡体制の整備等	5-64
第3節	緊急事態応急体制の確立	5-65
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	5-66
第5節	広域避難対策	5-66
第4章	中長期対策	5-67
第1節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	5-67
第2節	各種制限措置の解除	5-67
第3節	住民等への的確な情報伝達活動	5-67
第4節	風評被害等の影響の軽減	5-67
第5節	避難者の生活支援継続と長期化への対応	5-68

第1部 海上災害対策

海上災害対策

船舶の衝突・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難事故は、多くの遭難者や行方不明者、あるいは死傷者が発生し、場合によっては船舶からの危険物等の大量流出による海洋汚染等不測の事態が生じる。

当計画は、これらの海上災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

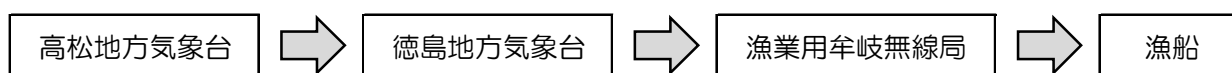
【総務課、産業課】

第1章 災害予防

第1節 情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

海上予報・海上警報の伝達系統は、以下のとおりである。



※注 海上予報・海上警報

気象庁では、日本近海の船舶向けに、低気圧などに関する情報とともに、強風・濃霧・着氷などの海上警報、天気・風向・風速などの海上予報を発表している（津波に関する警報・予報を含む）。

なお海上警報の種類等は、以下のとおりとなっている。

警報の種類等

海上警報の種類	説明	
海上台風警報	台風による風が最大風速64ノット以上	気象庁風力階級表の風力12に相当
海上暴風警報	最大風速48ノット以上	// の風力10以上に相当
海上強風警報	最大風速34ノット以上48ノット未満	// の風力8あるいは9に相当
海上風警報	最大風速28ノット以上34ノット未満	// の風力7に相当
海上濃霧警報	視程（水平方向に見とおせる距離）0.3海里（約500m）以下、瀬戸内海は0.5海里（約1km）以下	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上（現象名）警報」として警報を行うことがある。 （例：海上着氷警報、海上うねり警報等）	
※注 1海里は1,852m（緯度1分の距離）で、ノットはこの海里時間の速さを表す。 したがって、1ノット=1.852km/時		

第2 船舶の航行に関する情報等

徳島海上保安部は、海上交通情報の提供に関する体制整備を図っており、海の緊急情報配信サービス（MICSーミックス）も実施している。

したがって、プレジャーボート・漁船などの船舶運航者やマリナー愛好者は、この「海の安全に関する情報」をリアルタイムで利用できるが、航海目的には、潮汐表を使用しなければならない。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、海上災害に対する情報交換の連絡体制整備構築に努め、収集した情報は必要に応じ、専門家の意見を取入れて、災害応急対策に対処する。

第2 災害応急体制の整備と訓練

本町は、海上災害発生時の職員非常参集体制整備構築に努め、活動手順や応急対策時の活動内容、あるいは各関係機関との伝達・連絡方法、作業手順等の定期的な訓練実施で、災害時のすみやかな対策整備を図る。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1. 搜索、救助・救急活動

本町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備構築に努め、搜索活動を行う徳島海上保安部・警察本部の支援を実施する。

2. 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策は、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」に準拠した推進を図る。

3. 消火活動

本町は、海水・河川水を消防水利として活用するための施設整備を推進するとともに、ボランティア募集による災害応急井戸等の予備水源確保を計画する。

第4 緊急輸送活動

発災時の緊急輸送活動実施の事前対策としては、第1編 第3章 第11節「緊急輸送対策」の推進を図るとともに、信号機・情報版等の道路交通関連施設については、災害時の道路管理体制の整備に努め、通行規制等のすみやかな実施を図る。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動

1. 防除活動体制の整備

本町は、県及び徳島海上保安部と連携し、危険物等が海上に大量流出した場合を想定し、防除活動・避難誘導活動の体制整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機（器）材及び避難誘導に必要な資機（器）材確保を図る。

なお油等を輸送する船舶の所有者は、油等が大量流出した場合に備えて、防除のために必要な資機（器）材を船舶内に確保するとともに、石油事業者団体は、油防除資機（器）材備蓄を図る必要がある。

2. 排出油等災害への対応

（1）徳島県排出油等防除協議会

徳島県沿岸海域では、排出油等の防除に係る機関への代表者または指定職員の組織構成で、「徳島県排出油等防除協議会」が設立されている。

海部消防組合消防本部は、5地区協議会（鳴門、徳島、小松島、阿南、海部）の海部地区に属している。

徳島県排出油等防除協議会が行う業務

- ◇ 排出油等の防除計画
 - ・情報の共有化
 - ・人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
 - ・出動船艇相互間の通信連絡
 - ・その他必要事項
- ◇ 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材整備等の推進
- ◇ 排出油等の防除活動連携の推進
- ◇ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ◇ 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- ◇ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- ◇ その他排出油等の防除に必要な事項

(2) 情報提供

会長（徳島海上保安部長）は、大量の油または有害液体物質の排出があったとき、もしくはそのおそれがあるとき、別に定める連絡システムにより、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供する。

(3) 防除活動等

会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止対策を実施するものとする。

なお詳細は、資料編 No.3-9～No.3-12 に参照した。

- ・ 徳島県排出油等防除協議会会則
- ・ 徳島県排出油等防除協議会運営要領
- ・ 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則
- ・ 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、海上災害発生時の経過状況に応じ、関係者等に提供すべき的確な情報を整理し、家族からの問い合わせ等にも、すみやかに対応できる体制計画を図る。

第7 防災機関等の防災訓練

本町は、徳島海上保安部・消防機関・警察機関が実施する大規模海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践訓練には、積極的に参加し、発災時のすみやかな対応に備える。

なお、石油事業者団体は、流出事故に備え、積極的な油防除訓練を行うものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1. 海上事故情報等の連絡

関係事業者等は、大規模な海上事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合、すみやかに徳島海上保安部へ連絡する。

また、海上事故認知の発見者も同様の対処を図る必要がある。

2. 大規模な海上事故発生直後での被害に関する第1次情報

関係事業者は、被害状況を徳島海上保安部に連絡するが、本町も人的被害状況等の情報を収集し、被害規模等の概括的情報を把握し、すみやかに県へ報告する。

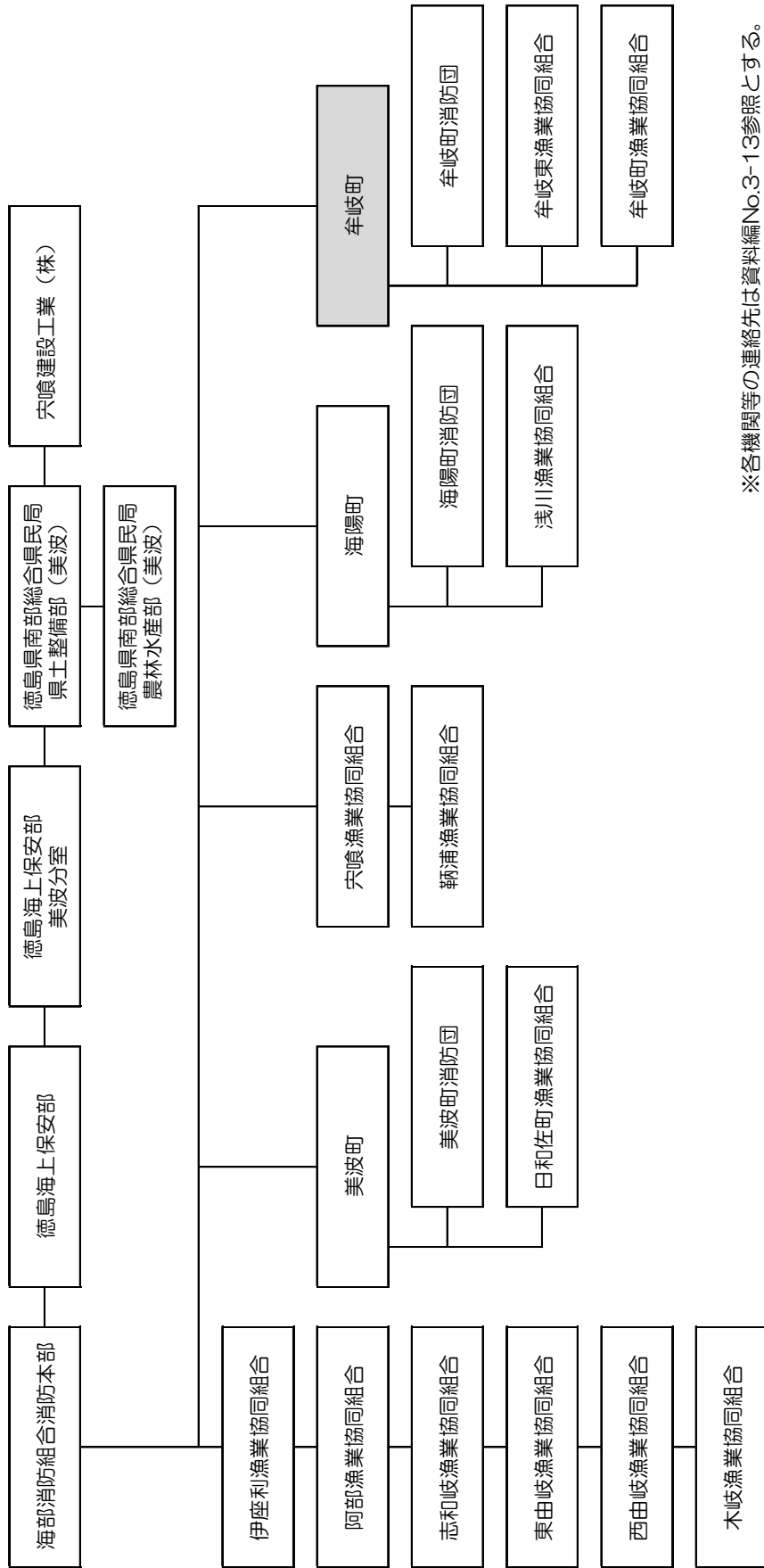
3. 応急対策活動情報

関係事業者等は、応急対策活動状況、対策本部設置状況等を徳島海上保安部に連絡する。

また本町は、第1次情報と同様に県に応急対策活動状況、対策本部設置状況等を報告し、必要があるときは、応援の要請を行う。

第2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報収集・連絡の伝達系統は、次頁のとおりである。



※各機関等の連絡先は資料編No.3-13参照とする。

情報伝達図 (海部地区)

第2節 活動体制の確立

第1 本町の活動体制

発災直後には、本町はすみやかに職員の非常参集を図り、情報収集連絡体制の確立や災害対策本部設置等の必要な体制構築に努める。

第2 広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、広域応援協定等に基づく他の地方公共団体に応援を要請し、的確な災害対策を図る。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 搜索、救助・救急

本町での搜索、救助・救急活動は、徳島海上保安部あるいは民間団体等との連携により、迅速な活動計画に努めるものとし、また大規模な救難対策にあつては、第1編 第3章 第11節「緊急輸送計画」を準用する。

第2 消火活動

船舶等の火災を発見、または通報を受けたとき、本町は消防本部とともに火災発生状況を確認し、徳島海上保安部あるいは関係機関に連絡する。

ただし、岸壁部等に係留された船舶等にあつては直ちに消火活動を実施するほか、必要あるときは、広域応援協定等に基づく消防機関の応援要請で対処する。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

本町は、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、陸上部においては警察機関・道路管理者と、海上部においては徳島海上保安部と連携し、交通規制、あるいは通行制限・禁止を行い、すみやかな緊急輸送活動に努める。

なお、ここにいう緊急輸送とは、海上事故における傷病者、避難者の輸送、あるいは救助・救急に必要な医師・看護師、救援物資、防除資機材の輸送等をいう。

第5節 関係者等への的確な情報伝達

第1 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限・禁止等の危険防止措置や海上災害に関する情報を、関係者に周知・指導する。

第2 被災者の家族等への情報伝達

本町は、被災者の家族等への情報を把握し、海上災害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、各機関が活動中の施策に関する情報等、正確かつきめ細やかな情報提供に努める。

第3 住民等への的確な情報伝達

本町は、災害発生地、及び発生地周辺の住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、災害対応状況等の情報を的確に伝達する。

第4 関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は、発災後すみやかに、関係者等からの問い合わせに対応できる連絡体制整備に努めるとともに、情報の収集・整理を行う。

第3章 災害復旧計画

徳島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険防止の措置を命じ、または勧告する。

また港湾管理者等は、復旧にあたり、環境に配慮した被災施設の復旧を行うが、可能な限り、復旧予定工期を明示する。

第2部 鉄道災害対策

鉄道災害対策

列車の脱線・転覆・衝突・火災等では、多数の死傷者が発生したり、地域住民にも被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が予測される。

当計画は、これらの鉄道災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から本町が取るべき対策を定めたものである。

【総務課】

第1章 災害予防

第1節 本町の現況

本町は、JR牟岐線が通過し、駅舎は辺川駅・牟岐駅がある。
一日当たりの乗車人員は、以下のとおりで、牟岐駅は年々減少傾向にある。

利用状況（1日当たり）

区分	年次	平成26年 (人)	平成27年 (人)	平成28年 (人)	平成29年 (人)	平成30年 (人)
辺川駅		6	4	6	10	18
牟岐駅		342	334	310	302	276

出典：国土数値情報（駅別乗降客数データ）（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-S12-v2_6.html)

第2節 災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1. 情報の収集・連絡

本町は、大規模な鉄道災害が発生した場合、休日・夜間時でも対応できる非常時の情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、町内パトロール等の実施中に、鉄道と隣接する施設構造物において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合には、鉄道事業者にその情報を迅速に提供し、災害予防に努める。

2. 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時の通信手段の確保については、第1編 第3章 第3節「情報通信」に準拠した事前対策を図る。

第2 災害応急体制の整備

1. 本町職員

本町は、本町職員の非常参集体制整備を図るため、定期的に「牟岐町職員防災初動マニュアル」に基づく実践訓練によって、災害時の活動内容等を習熟する。

2. 防災関係機関相互の連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

したがって、本町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平時からの関係機関連携強化の更なる推進に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動

本町及び消防機関は、災害時の迅速な応急活動実施のため、救助工作車・救急車・照明車、あるいは応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備推進に努める。

2. 医療活動

迅速な医療活動実施の備えには、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

3. 消火活動

本町及び消防機関は、鉄道事業者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

第4 緊急輸送活動

鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力の基で、災害時の応急活動に必要となる人員または応急資機（器）材輸送の緊急自動車等整備に努める。

第5 被災者の家族等への情報伝達

本町は、被災者の家族等からの問い合わせに対応する情報伝達体制の整備を図る。

第6 防災訓練

本町は、県及び鉄道事業者と連携し、鉄道災害事故の実践的な訓練を実施し、すみやかな災害応急対策推進に努める。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

大規模な鉄道事故発生連絡を受けた場合、本町は県に事故情報等の連絡を行うとともに、人的被害状況等の情報収集・被害状況等も伝達する。

また、「火災・災害等即報要領、平成16年9月、消防震第66号」に基づき、直接即報基準に該当する災害発生時は、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内に県経由で報告する。

第2 鉄道災害情報の収集・連絡系統

1. 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生時は、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況把握に努め、四国運輸局等関係機関に通報する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村・防災関係機関等へ連絡する。

2. 鉄道事故発生直後の被害第1次情報

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

県は、市町村から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を把握し、消防庁に報告するとともに、関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を警察庁に報告する。

3. 一般災害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

県は、被害情報を収集し、必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

4. 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

本町は、県に応急対策活動状況、対策本部設置状況他応援の必要性有無等を連絡するが、県も実施する応急対策活動状況を本町に伝達する。

5. 通信手段

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の運用措置を図る。

第2節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備体制と設置基準

鉄道事故による本町職員の動員配備基準は、警戒配備体制（2号配備）及び災害対策本部体制（3号配備）の2区分とし、詳細は、第1編 第3章 第2節「活動体制」を準用する。

◇ 警戒配備体制（2号配備）の設置基準

鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

◇ 災害対策本部体制（3号配備）の設置基準

鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

第2 広域的な応援体制

鉄道事故による災害で、本町のみによる応急対策等が困難な場合、第1編 第2章 第9節「広域応援・受援体制の整備」に準じ、迅速な応援要請の手続きを行い、受援体制の確保を図る。

第3 自衛隊の災害派遣

本町は、鉄道災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣を必要と判断したとき、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動等

大規模な鉄道災害が発生した場合での消防機関は、消火活動に加え、乗客・乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な人的被害状況の把握に努め、必要に応じ、県に応援を要請する。

第2 資機（器）材の調達等

消防機関は、原則として救助・救急及び消火活動に必要な資機（器）材を携行し、また本町では、必要に応じ、民間からの協力等で、救助・救急活動の資機（器）材調達を行い、効率的な復旧活動に努める。

第3 医療活動

医療活動は、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

第4 消火活動

消防機関は、すみやかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実践し、火災拡大等で、必要あるときは、広域応援協定等に基づく相互応援の要請を図り、二次災害予防の措置を取る。

第4節 避難勧告・指示等

災害が発生、または発生するおそれがあるとき、本町は、第1編 第3章 第9節「避難対策の実施」を準用し、周辺住民の避難勧告・指示等を実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

本町は、緊急輸送確保の必要性があるとき、直ちに一般車両の通行を禁止・制限するなどの交通規制を行う。

なお、当規制にあつては、交通関係者、地域住民に広報し、理解を求める。

第6節 関係者等への情報伝達活動

第1 情報伝達活動

本町は、鉄道災害の状況、安否情報のみならず、関係各機関が実施している応急対策内容等の情報を放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体を用いる。

情報伝達内容

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ・その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、第1編 第3章 第19節「保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施」を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1節 応急工事資材の確保

鉄道事業者は、応急工事資材の適正な保有及び配置等により資材の迅速な供給の確保に努め、すみやかな災害復旧にあたる。

第2節 災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後、すみやかに本復旧計画を立て、工事に携わるが、このとき、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域的応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行う。

なお復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化させる必要がある。

第3部 道路災害対策

道路災害対策

道路輸送途中での危険物等の大量流出事故や、道路構造物被災での道路災害では、多数の死傷者が発生するなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの道路災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

【総務課、建設課】

第1章 災害予防

第1節 道路交通状況

第1 本町の交通体系

本町は、国道55号が縦断し、県道は以下の3路線が走行している。

- ・県道37号（牟岐海南線）
- ・県道135号（牟岐港牟岐停車場線）
- ・県道147号（日和佐牟岐線）

また、国道55号牟岐バイパスが計画中であり、町道は1級町道5路線、2級町道6路線等、計234路線で形成されている。

第2 緊急輸送道路の指定

本町の緊急輸送道路は、国道55号（国管理）が第1次緊急輸送道路として指定されている。

第2節 道路交通の安全のための情報

第1 気象情報の伝達

本町は、徳島地方気象台が発表する気象情報を有効活用するための体制整備を図るが、詳細は、第4編 第1章 第7節「気象業務の整備」を準用する。

第2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

本町は、道路パトロール等の実施によって、道路施設等の異常（変状）を迅速に見定める体制整備を図り、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に提供できる伝達体制整備を推進する。

第3節 道路施設等の管理と整備

第1 施設の巡回及び点検

本町は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に道路パトロールを実施し、特に地震・台風・豪雨等、異常気象発生後は、施設状況を確認するため、巡回及び点検を強化する。

第2 安全性向上のための対策

本町は、住民に安全・安心を与える地震・津波災害も考慮した計画的・総合的な道路整備を推進する。

→「牟岐町総合計画、基本計画 第5章」参照

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制

1. 情報の分析整理

本町は、必要に応じ、専門家の意見を活用し、収集した道路施設情報の現況と問題点を分析整理するための体制整備を推進する。

2. 通信手段の確保

非常時の通信体制を含めた道路災害時の通信手段は、第1編 第3章 第10節「情報通信機器・施設の運用・管理」を準用する。

第2 災害応急体制の整備

1. 職員

本町は、非常時の参集体制整備を図るため、「牟岐町職員防災初動マニュアル」に基づく災害時の活動内容習熟に努める。

2. 防災機関相互の連携体制

災害発生時には、防災機関相互の連携体制が重要である。

したがって、本町は、応急活動及び復旧活動時の相互応援協定を締結するなど、平時からの関係機関連携強化の更なる推進に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動

本町及び消防機関は、発災時の迅速な応急活動実施のため、救助工作車・救急車・照明車あるいは応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備推進に努める。

2. 医療活動

迅速な医療活動実施の備えには、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

3. 消火活動

本町及び消防機関は、道路管理者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

第4 緊急輸送活動

本町は、道路管理者との連携の基、信号機・情報板等道路関連施設の災害時管理体制整備を図るとともに、交通規制実施時の自動車運転者が取るべき義務等の周知に努める。

第5 危険物等の流出時における防除活動

本町及び消防機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動が実施できる資機（器）材の整備推進に努める。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、道路災害発生時の経過状況に応じ、関係者等に時系列に提供すべき的確な情報を事前に整理し、家族からの問い合わせ等にも、すみやかに対応できる体制計画を図る。

第7 防災訓練の実施

本町は、道路管理者が実施する大規模道路災害事故や危険物等の大量流出を想定した実践訓練には積極的に参加し、発災時のすみやかな対応・対処に努める。

第8 施設・設備の応急復旧

道路管理者は、被害情報の把握、及び応急復旧を行うための体制整備構築と資機（器）材整備を図る。

第9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等資料を整備しておくとともに、複製を別途保存する。

第5節 防災知識の普及

本町は、道路利用者に対し、災害時の交通ルールに関する防災知識普及に努める。

第6節 再発防止対策

道路管理者は、災害発生時の原因究明の調査を行い、同様事故の再発防止対策を検討する必要がある。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡

第1 道路情報の収集・連絡

1. 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、すみやかに国・県
他関係機関に報告し、県は関係市町村に連絡する。

2. 災害発生直後の第1次被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報の収集に努めるとともに、国に被害状況を報告する。

本町は、人的被害状況等の情報を収集し、把握できた被害内容を、すみやかに県に報告する。

県は、市町村等からの情報収集等で、被害規模に関する概括的な情報を消防庁に報告すると
ともに、必要に応じ、関係省庁に連絡する。

また警察本部は、被害情報を警察庁に報告する。

3. 一般被害情報等の収集・連絡

道路災害の発生するおそれのある異常な現象（変状）を発見した者は、直ちに町長・警察官・
消防吏員あるいは道路管理者に通報しなければならない。

道路管理者は、この通報に基づき、被害状況を把握し、国に連絡する。

第2 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

本町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、実施する応急対策の活動状況等を市町村に伝達する。

なお防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 活動体制の確立

第1 職員の動員配備体制及び設置基準

道路災害による本町職員の動員配備基準は、警戒配備体制（2号配備）及び災害対策本部体制（3号配備）の2区分とし、詳細は、第1編 第3章 第2節「活動体制」を準用する。

◇ 警戒配備体制（2号配備）の設置基準

道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、またはその他の状況により、町長が必要と認めたとき

◇ 災害対策本部体制（3号配備）の設置基準

道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

第2 広域的な応援体制

道路事故による災害が発生し、複合災害等で、本町のみでの応急対策等が困難なとき、第1編 第3章 第9節「広域応援・受援体制の整備」に準じ、迅速な応援要請の手続きを行い、受援体制の確保を図る。

第3 自衛隊の派遣要請

本町は、道路災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣を必要と判断したとき、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

本町及び消防機関は、すみやかに救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の関係機関に応援を要請する。

第2 医療活動

医療活動は、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

第3 消火活動

1. 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動が行えるように、消防機関に協力する。

2. 消防機関

消防機関は、すみやかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動

被害の規模・緊急度・重要度に応じ、警察は一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うが、このとき道路管理者は警察と緊密な連絡を取る必要がある。

なお当規制にあつては、交通関係者、地域住民に広報し、理解を求める。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたとき、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関及び警察は、危険物等の流出が認められた時、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

第1 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設道路等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また類似の災害の再発防止を図るため、被災箇所以外の道路施設緊急点検を行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 情報伝達活動

本町は、道路災害の状況、安否情報のみならず、関係機関が実施している応急対策内容等の情報を、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

情報伝達内容

- ◇ 道路災害の状況
- ◇ 乗客及び運転手等の安否情報
- ◇ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◇ 道路施設の復旧状況
- ◇ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◇ その他必要な事項

第2 関係者からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、第1編 第3章 第19節「保健衛生、防疫、遺体の火葬等の実施」を準用する。

第3章 災害復旧計画

第1節 応急工事資材の確保

道路管理者は、応急工事資材の適正な保有及び配置等により、資材の迅速な供給の確保に努め、災害復旧にあたる。

第2節 災害復旧計画及び実施

道路管理者は、応急工事の終了後、すみやかに本復旧計画を立て、工事に携わるが、このとき、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行う。

なお復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化させる必要がある。

第4部 危険物等災害対策

危険物等災害対策

危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（※注））の漏洩・流出、飛散、火災、爆発等では、多数の死傷者が発生するなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの危険物等災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

※注 放射性物質

放射性物質とは、放射線を出す能力を持った物質をいう。

【総務課】

第1章 災害予防

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者、以下、「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規定等の作成、自衛消防隊等の設置、及び貯蔵・取扱い施設等の定期点検実施等、自主保安体制整備を図る。

本町及び消防機関は、危険物等関係施設の立入検査を行い、施設の安全性確保確認に努めるとともに、危険物等災害が生じたときは、その原因究明に努め、必要と認められる場合には、法令で定める技術基準の見直し等を要請する。

第2 保安教育の実施

本町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化に努める。

また事業者は、従業員等に対する保安教育あるいは防災訓練によって、自主防災体制の確立に努める。

第3 保安教育の実施

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2節 災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡体制

本町及び事業者は、危険物等災害が発生したとき、夜間・休日等の非常時も含め、迅速かつ的確な応急対策が図られる情報収集・連絡体制整備に努める。

また災害時の情報通信手段においては、通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

第2 職員の活動体制

本町は、非常時の参集体制整備を図るため、「牟岐町職員防災初動マニュアル」に基づく、災害時の活動内容習熟に努める。

第3 防災関係機関相互の連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、本町及び事業者は、応急・復旧活動時の相互応援協定を締結する等、平時からの更なる連携強化に取り組む。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動

本町及び消防機関は、災害時の迅速な応急活動実施のため、救助工作車・救急車・照明車、あるいは応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備推進に努める。

2. 医療活動

迅速な医療活動実施の備えには、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

3. 消火活動

本町及び消防機関は、事業者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

4. 事業者

事業者は、災害時に備え、救助・救急用資機（器）材、医療用資機（器）材、消火用資機（器）材の備蓄・整備に努める。

第5 緊急輸送活動

本町は、県及び警察と連携を取り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

なお交通規制実施時には、交通利用者、地域住民に広報し、理解を求める。

第6 危険物等の大量流出時における防除活動

本町及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材の流出油防除資機（器）材、化学消火薬剤等の消火用資機（器）材、中和剤等防災薬剤、及び避難誘導に必要な資機（器）材の整備に努める。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制確立も図る。

第7 避難収容活動体制

本町は、避難場所・避難経路を指定し、本町町民への周知を図り、発災時の避難誘導計画に基づいた定期的な避難訓練を実施する。

第8 防災関係機関等の防災訓練

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等との相互連携で、より実践的な消火、救助・救急訓練を実施する。

また訓練にあっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な状況設定での訓練とし、訓練後は、問題（課題）点を抽出し、防除体制の改善に努める。

第9 災害復旧への備え

本町は、県及び事業者と連携し、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等資料を整備し、資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

第3節 石油类等危険物施設

第1 施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条、3・2（定期点検義務）の規定を遵守し、危険物施設の保存に努める。

第2 石油貯蔵タンクの安全対策

1. 地盤対策

消防機関は、石油貯蔵タンクの不等沈下、移動、配管の切断・亀裂等の事故防止のため、タンク設置箇所の地盤調査や施工法等の技術基準準拠を指導する。

また既設タンクは、事業者沈下測定等の自主検査実施を指導する。

2. 防災設備の強化

事業者は、耐震・防火上の配慮他、敷地周辺の防護措置強化を図る。

3. 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩・流出の感知と警報装置の整備推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置導入等に加え、非常時の通報体制確立や教育訓練実施の徹底を図る。

第3 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定を守り、従業員に対する保安教育や防災訓練を行い、自衛消防隊の確立と事業者間での相互協力体制の強化を図る。

また消防機関は、危険物施設の位置・構造・設備の状況あるいは貯蔵・取扱方法が法令に適合しているか否かの立入検査を実施し、必要があるとき、必要な助言・指導を行う。

第4節 一般高圧ガス

事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検・保安教育・防災訓練等の自主的保安活動を行う。

本町は、災害時緊急措置の円滑化を図るため、事業者との協力体制確保に努める。

第5節 放射線使用施設等

放射線使用者（放射性物質を取り扱う者）は、漏洩による環境汚染等の被害を予防するため、事業者と連携した保安体制を強化し、法令（※注）に定める適正な障害防止の予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

※注 法令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月、法律第167号）

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

事業者は、被災状況を県及び本町等関係機関に連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の情報を関係省庁に連絡する。

本町は、この危険物等災害の連絡を受けたとき、人的被害状況の情報収集、及び被害規模に関する概括的情報をすみやかに収集し、県に連絡する。

なお防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、相互に密接な情報交換を行う。

第2 被害状況の収集・把握

本町及び消防機関は、本町内で危険物等災害が発生したとき、あるいは発生するおそれのある場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県へ連絡するが、可能な限り発災後30分以内で、県経由による「火災・災害等即報要領」に基づく報告を行う。

第3 災害情報の通報

危険物等災害が発生したとき、あるいは発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報する。

なお通報を受けた警察官は、すみやかに町長に、町長は県、その他関係機関に連絡する。

第4 町民等への情報提供

本町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、人的被害状況、各機関が実施している施策、二次災害の危険性等の情報を、本町町民に放送事業者、新聞社等の報道機関協力で公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

第2節 活動体制の確立

第3部 第2章 第2節「活動体制の確立」に準じる。

(なお、このときの道路災害は危険物等災害、道路上は施設周辺、道路事故は危険物等災害事故に読み換えるものとする。)

第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策

第1 危険物火災

火災発生時は直ちに119番通報し、自衛消防隊の動員によって、初期消火に努める。

また消防機関と連携し、土のう等での危険物流出防止・火災拡大防止を図るとともに、燃焼物の種類・特性、有害ガス発生の有無を把握した消火活動とする。

なお大量の泡放射等で、消火薬剤等が海域・河川等に流出しない措置も考慮する。

第2 危険物の漏洩

危険物が漏洩した場合、排出の原因者は、直ちに土のう装置や排水溝封鎖、オイルフェンス展開等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を伝達し、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は、防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機（器）材は早期に手配し、回収にあたっては、消防機関等の指示にしたがう。

本町及び消防機関は、危険物等の海域・河川等への流出防止のため、土のう設置等の漏洩範囲の拡大防止措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また排出の原因者は、吸着マット等回収資機（器）材等で回収を行い、地域の安全維持上必要な場合は、回収作業等を実施する。

油の流出防止について、河川管理者等の協力要請があった場合、本町はこれに協力する。

第3 浄水の安全性確保

本町及び消防機関は、取水浄水場上流域で危険物等の漏洩事故発生を確認したとき、浄水場管理者にその旨を通報する。

浄水場管理者は、直ちに浄水の安全確保と設備の機能保全に努める。

第4節 一般高圧ガス等の事故応急対策

事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス等の性状を伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置後、直ちに県あるいは警察に届け出る。

なお自らの防御措置実施が不可能なときは、一般社団法人エルピーガス協会等に協力を要請する。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

第1 漏洩事故

1. 発災事業所

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、119番通報し、事故発生状況、毒性や化学的物理的性状を伝える。

また防護服着用等の安全確保後、回収容器等による回収措置、注水冷却措置、薬剤による中和措置、被覆措置等の応急対策を行う。

2. 本町及び消防機関

毒劇物の性状を把握し、すみやかに避難区域（あるいは警戒区域）設定の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全保持上必要があるときは、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等の応急対策を行う。

3. 河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

第2 浄水の安全性確保

本章 第3節 第3「浄水の安全性確保」を準用する。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

第1 放射線使用施設の事業者

放射線使用施設等の破損で、放射性物質による災害が発生するおそれがあるとき、直ちに県、警察、本町に通報する。

放射線使用施設等で火災が発生したときは、初期消火・延焼防止に努め、直ちに119番通報するとともに、放射線障害防止の必要が生じた場合は、施設内部者に避難勧告を行い、放射線障がいを受けた者（あるいは受けたおそれのある者）の救出避難を行う。

また、消防機関等の消火活動実施時は、放射性物質の種類・性状・放射線強度等の情報を伝え、放射線測定器・線量計等を用い、応急対策活動に協力する。

第2 消防機関

消防活動は、必要な情報を事業者から聴取し、事業者の放射線監視の基で実施する。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等で、消火活動時の放射性物質流出拡散に留意する必要があるが、放射線に関する専門家派遣時は、その助言を受けて的確に対応する。

第3 本町の対応

事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時・適切な方法で広報をするとともに、人命最優先を第一とし、必要に応じ、周辺住民の避難誘導を図る。

第7節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急

被災者に対し、県・警察等との連携により、救助・救急を行う。

第2 医療活動

迅速な医療活動実施のため、第1編 第3章 第17節「医療救護活動」を準用する。

第3 消火活動

本町及び消防機関は、発災後すみやかに火災状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要あるときは、相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。

第8節 緊急輸送のための交通確保

各危険物災害に共通する緊急輸送の確保については、本町は道路管理者との連携の基で、直ちに一般車両の交通規制を行う。

交通規制にあつては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うが、このとき交通関係者、及び地域住民に広報し、理解を求める。

第3章 災害復旧計画

本町は、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災公共施設の復旧事業を行う。

第5部 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害対策

大規模な火事災害では、多数の死傷者が発生し、貴重な財産を失うなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの火事災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

【総務課】

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

本町は、防災に配慮した土地利用の誘導等で、以下に記す火災に強いまちづくりの推進に努めている。

火災に強いまちづくり

- ◇ 延焼遮断帯形成と防災活動拠点となる幹線道路整備
- ◇ 防災安全街区の整備、市街地の面的整備
- ◇ 老朽木造住宅密集地解消の土地区画整理事業
- ◇ 建築物や公共施設の耐震化・不燃化
- ◇ 水面・緑地帯の計画的確保
- ◇ 耐震性貯水槽、及び消防備蓄倉庫の整備
- ◇ 海水・河川水等を消防水利とする施設の整備
- ◇ 応援要請時のヘリコプター緊急離発着場の整備
- ◇ 住民の防火意識の高揚

第2 火災に対する建築物の安全化

1. 消防用設備等の整備・維持管理

本町は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物については、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等設置を促進するとともに、当該建築物に設置された既設設備の定期点検等、適正な維持管理を指導する。

2. 建築物の防火管理体制

多数の者が出入りする事業者（管理者）は、防火管理者を適正に選任するとともに、選任された防火管理者は、当該建築物の消防計画作成等、防火管理上の体制充実を図る。

3. 建築物の安全対策の推進

本町及び事業者等は、大規模（高層）建築物等について、火災に強い施設構造形成とともに、施設の火災安全対策充実を推進する。

第2節 大規模火災防止の情報充実

町長は、火災気象通報の連絡を県知事より受領したとき、あるいは火災予防の必要性があるときは、火災に対する警報を発し、消防機関の動員体制整備と住民周知を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 災害応急体制の整備

1. 職員の体制整備

本町は、実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のためのマニュアル作成に努め、定期的な訓練によって、活動手順や使用資機（器）材習熟等の徹底を図る。

第2 救助・救急、医療及び消火活動

本編 第4部 第1章 第2節 第4「救助・救急、医療及び消火活動」を準用する。

第3 緊急輸送活動

本編 第4部 第1章 第2節 第5「緊急輸送活動」を準用する。

第4 施設・設備の応急復旧活動

本町は、所管施設・設備の被害状況把握とすみやかな応急復旧活動を実施するため、動員配備体制と復旧資機（器）材の整備に努める。

第5 被災者への的確な情報伝達

本町は、発災後の経過（推移）に対応できる被災者等への情報を事前に整理しておき、住民等の問い合わせへの対応に対処する。

第6 防災機関等の防災訓練

消防機関等は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等との相互連携で、より実践的な消火、救助・救急訓練を実施する。

また訓練にあっては、大規模な火事及び被害の想定内容を明らかにし、様々な状況設定での訓練を実施するが、訓練後は問題（課題）点を抽出し、防除体制の改善確保に努める。

第7 災害復旧への備え

本町は、県及び事業者と連携し、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等資料を整備し、また資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

第2章 災害復旧対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡

第1 災害情報の収集・連絡

本編 第4部 第2章 第1節 第1「災害情報の収集・連絡」を準用する。

第2 被害情報の収集・把握

本町及び消防機関は、本町内で大規模火災が発生したとき、あるいは発生するおそれのある場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県経由で、覚知後30分以内で可能な限り早く、「火災・災害等即報要領」に基づく報告を行う。

第3 災害情報の通報

大規模火災が発生したとき、あるいは発生するおそれのある現象を発見した者は、直ちに町長または消防機関・警察に通報する。

なお通報を受けた警察官は、すみやかに町長に、町長は県、その他関係機関に連絡する。

第4 町民等への情報提供

本町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、大規模火災の状況、人的被害状況、各機関の実施策、二次災害の危険性等の通報を、本町町民に放送事業者、新聞社等の報道機関協力で公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

本町は、大規模火災の被害状況に応じ、すみやかに職員の非常参集を図り、情報収集連絡体制の確立、及び災害対策本部の設置等の的確な体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制

消防相互応援協定等の応援消防力でも対処できない大規模火災時は、県に応援要請を行う。

このとき、県は、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認めるときは、自衛隊の災害派遣要請を行う。

第3節 消火活動

消防機関等は、すみやかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第4節 緊急輸送のための交通確保

本編 第4部 第2章 第8節「緊急輸送のための交通確保」を準用する。

第5節 施設・設備の応急復旧活動

本町及び防災関係機関は、所管施設・設備の緊急点検を専門技術を持つ人材活用により実施し、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を行う。

第3章 災害復旧・復興

本町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧が基本ではあるが、再発防止を図る観点からの改良復旧も考慮する。

ライフライン、交通輸送等の緊急性を要す復旧対象物施設は、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

第6部 林野火災対策

林野火災対策

林野火災は、水利の不便さや初期消火が困難になるなど、一般火災の消防活動とは異なり、大規模災害に発展する可能性が高い。

当計画は、この災害対策として、災害予防、災害応急対策、災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

【総務課、産業課】

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生または拡大の危険性が高い地域については、本町は県と協議のうえ、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画（※注）を作成する等、総合的な林野火災対策の推進を図る。

林野火災予防にあっては、保護樹帯の設置、標識等の整備、注意警報の適切な伝言、防火宣伝の強化等必要な措置整備が必要である。

また本町は、森林所有者、地域の林業関係団体の協力の基で、防火管理施設、防火森林の整備等、森林保全管理活動を推進する。

なお、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れ時の対処、消防機関の警戒体制強化を図る。

※注 林野火災特別地域対策事業計画

昭和45年（1970年）度から、林野庁と共同で推進している消防庁事業で、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立する方針となっている。

計画の内容は以下のとおり。

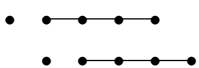
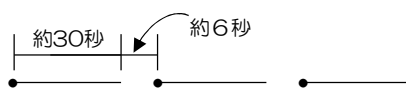
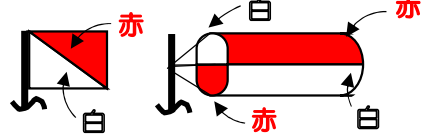
- ◇ 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ◇ 火災予防のための林野管理
- ◇ 消防施設等の整備
- ◇ 火災防御訓練等

第2節 林野火災防止のための情報の充実

本町は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険と判断されたときは、必要に応じて火災に対する警報を発令し、消防団員等の動員体制を整え、住民に周知する。

消防法施行規則第34条の火災警報信号は、以下のとおり。

火災警報信号

打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
火災警報発令信号  1点と4点のまだら打ち		掲示板は「火災警報発令中」の表示 吹き流しは、形状大きさが適宜の赤字・白字 

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡

本町は、必要に応じ、収集した情報で専門家の意見等を活用し、災害応急・復旧対策を図る。

第2 災害応急体制の整備

本町は、応援協定に基づき迅速な対応を取ることができるように、あらかじめ要請時の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整え、防災訓練等の実施により、非常参集体制及び防災資機（器）材や装備の使用方法等習熟を図る。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

本編 第4部 第1章 第2節 第4「救助・救急、医療及び消火活動」を準用する。

第4 緊急輸送活動

本編 第4部 第1章 第2節 第5「緊急輸送活動」を準用する。

第5 施設、設備の応急復旧活動

本町は、所管施設・設備の被害状況の把握と応急復旧活動をすみやかに実施するための組織体制と資機（器）材の整備に努める。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動

本町は、発災後の経過（推移）に応じて被災者等に提供すべき情報整理と、住民等からの問い合わせに対応した体制づくりに努める。

第7 防災訓練の実施

本町は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等訓練を実施する。

また訓練にあっては、林野火災及び被害の想定を明らかにした実践訓練とし、訓練後は評価・分析を行い、必要に応じ、防火体制の改善を図る。

第4節 防災知識の普及等

林野火災は、入山者のたき火やタバコ等の不用意な火の取扱が大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護と防火思想の徹底を図る。

なお山火事予防意識の啓発を図るため、消防庁では林野庁と共同し、3月1日～3月7日を「全国山火事予防運動」週間とし、以下の活動を実施している。

全国山火事予防運動期間中の活動

- ◇ 全国の消防関係機関での林野火災の予防対策と警戒の強化
- ◇ 入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした森林愛護と防火思想の啓発
- ◇ 警報旗やポスターの掲示
- ◇ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ◇ 消防訓練及び防火研修会開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 被害第1次情報等の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野被害状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

県は、自らも必要な被害規模の概括情報を把握し、情報を消防庁及び林野庁他関係省庁に連絡する。

また警察本部は、被害に関する情報を把握し、警察庁に報告する。

第2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害情報を収集し、必要に応じ、被害第1次情報と同様に、消防庁及び関係省庁に連絡する。

第3 応急対策活動情報の連絡

本町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を検討要請する。

また県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動状況に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 活動体制の確立

第1 活動体制

1. 町の活動体制

本町は災害の状況に応じて、すみやかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2. 四国森林管理局（徳島森林管理局）の活動体制

四国森林管理局（徳島森林管理局）は、災害対策の早急な実施を図るため、必要があると認められるときは森林管理局（森林管理署）に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講じるとともに、災害の状況に応じて、現地派遣班を編成し、被災地に職員を派遣する。

3. 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関・警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第2 広域的な応援体制

本町は、林野火災の規模が甚大で、十分な応急措置の実施が困難なとき、相互応援協力の定めにより、県または他の市町村の応援または応援のあっせんを求める。

県は、県内市町村の消防力をもって対処できないと判断したとき、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱（最終改正、平成21年3月、消防第97号）」に基づく応援要請等を行う。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

本町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認められる場合には、第1編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」の定めにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

第3節 消火活動

第1 活動体制

林野火災は、その発生場所、風向き、現地の地形状況等から、火災状況変化に応じた措置を取る必要があるため、本町は消防機関等と連携し、以下の事項に留意した事前計画作成を図る。

- ◇ 出動部隊の出動区域は、発災地の地形状況等に精通した消防団分団の各区域を原則エリアとする。
- ◇ 出動順路・地況精通者の確保・指示は、当該地区分団とする。
- ◇ 携行する消防資機（器）材等の指示・調達を行う。
- ◇ 指揮命令及び連絡要領、通信確保の確認を行う。
- ◇ 応援部隊の集結場所、及び誘導方法は事前に確認する。
- ◇ 応急防火線の設定を考慮する。
- ◇ 食料・飲料水、消防資機（器）材及び救急資材の確保を行う。
- ◇ 吏員の安全性確保と交代要員の補充を考慮する。
- ◇ 救急・救護対策を考慮する。
- ◇ 住民等の避難対策有無を考慮する。
- ◇ 空中消火要請を考慮する。

第2 共助体制

住民及び自主防災組織等は、発災後の初期段階で、自発的に初期消火活動を行うとともに、自らの安全性に配慮し、消防機関に協力するよう努める。

第3 ヘリコプターの活用

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するように努める。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 基本方針

災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況・緊急度・重要度等を考慮した、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第2 交通の確保

一般車両通行禁止等の交通規制は警察が行うが、規制にあたっては、道路管理者等と密接な連絡をとるものとする。

第5節 施設・設備の応急復旧活動

本町は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン・公共施設等のすみやかな応急復旧を行う。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者等への情報伝達活動

本町は、被災者が必要とする情報（林野火災の状況、二次災害の危険性、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関情報、各機関が講じている施策等）を的確に提供する。なおこのときの伝達は、要配慮者等に配慮した媒体利用に努める。

第2 住民等への的確な情報の伝達

本町は、災害発生地及び周辺住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況他、義援物資の取扱等、的確な情報を積極的に伝達する。

なお防災機関は、情報の公表内容等を相互に通知し、情報交換を行う。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、すみやかに住民等関係者からの問い合わせに対応できる体制整備に努める。

第7節 二次災害の防止活動

第1 残火処理

林野火災を防御鎮圧の後は、焼失地域の残火を完全に処理し、火災の再発を防止する。

このときの残火処理範囲は、防御した焼失線端部から発火点付近までとし、覆土消火地点は掘り返し確認を行う。

第2 荒廃地の留意

林野火災により流域が荒廃した地域下流部は、土石流等の二次災害が発生するおそれもあり、この事にも留意した事後調査実施を推進する。

第3章 災害復旧

第1節 復旧対策

復旧対策は、原則として事故の原因者が実施するものとするが、対応が困難な場合には、第1編第4章「災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第2節 実施計画

本町は、県・国と連携し、造林補助事業を進め、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努め、再発防止策を推進する。

第7部 原子力災害対策

原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、保安規定を定めた施設使用）、及び事業所外運搬により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害は、想定を越える異常事態が危ぶまれる。

本計画は、この観点から、県の地域防災計画を参考とし、本町が取るべき措置を定めたものである。

【総務課】

第1章 災害予防

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年、法律第156号、以下、「原災法」という）に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって本町が取るべき原子力災害対策を定めたものである。

第2節 計画の性格

第1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、国の防災基本計画・原子力災害対策編（平成24年12月、一部改訂、内閣府）及び県の地域防災計画・原子力災害対策編（平成25年10月、徳島県）に基づいて作成したもので、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように連携を図る。

なお関係機関は、想定される事態に対応できる対策を講じるとともに、不測の事態にも対処し得る柔軟な体制整備が必要となる。

第2 本町における他の災害対策との関係

この計画は、「牟岐町地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編 第7部 原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項は、「共通対策編」による。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画あるいは本町行政組織等の変更等により、修正の必要があるときは、すみやかに変更する。

第3節 災害の想定

第1 放射性物質または放射線の放出形態

原子力災害対策指針（平成24年10月、原子力規制委員会）による原子炉施設での放射線物質または放射線の放出形態は、以下のように想定されている（核燃料施設は除く）。

放射性物質または放射線の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下、「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下、「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

原子力災害対策指針 P4より抜粋

第2 対象とする原子力災害

この計画は、上記記述の放射性物質または放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出で、広範囲に災害を及ぼした福島第一原子力発電所事故を考慮し、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所事故を想定する。

第2章 事前対策

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

本町は、原子力災害に対して、国・県・原子力事業者・関西広域連合、その他防災関係機関との間で、確実な情報の収集・連絡体制を図る。

第2節 事前対策の整備

第1 警戒体制を取るための体制整備

本町は、県が整備する「原子力発電所災害対応方針」に従い、町が実施すべき対策及び警戒態勢をとることとする。また、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、すみやかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう参集体制の整備を図る。

第2 モニタリング体制の整備

県は、平時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握する環境放射線モニタリングを実施する。

本町は、このモニタリング結果を住民に的確に通報する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限

県は、国の基準（運用上の介入レベル（以下、「OIL」という）に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておく。

なお原子力災害対策指針での飲食物摂取制限は、以下のとおりとなっている。

OILと防護措置（抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置
			核種	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核濃度の測定すべき区域を特定
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核濃度の測定と分析を行い基準値を越えるものにつき、摂取制限を実施
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※根菜・芋類を除く野菜類が対象

※注1 $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト/時)

1時間あたりの放射線被ばく量で、

1シーベルト (Sv) = 1,000 ミリシーベルト (mSv) = 100万マイクロシーベルト (μSv)

※注2 Bq/kg (ベクレル/kg)

主に食料品や水・土壌に含まれる放射能の総量で、1ベクレルとは、1秒間に1つの原子核が崩壊して放射線を放つ放射能の量。

放射能とは、放射線を発する能力のことをいうが、その能力を表すのがベクレル、人体が受ける放射線量を表す尺度がシーベルトである。

第4 緊急時の保健医療体制の整備

本町は、県が行う緊急時での住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第3節 広域避難対策

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した避難元都道府県からの避難者受入要請の体制整備を図るが、本町は必要に応じ、これに協力する。

第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への伝達体制

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や防御手段について、情報を受取る媒体や受取り方に留意し、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制の整備に努める。

第2 複合災害時の伝達体制

本町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制確保に努めるとともに、常に的確な情報が伝達される体制と通信の整備を推進する。

第3 相談窓口の設置

本町は、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口設置の方法・体制整備を検討する。

第4 要配慮者等への伝達体制

本町は、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自主防災組織やボランティア組織等の協力を得るための情報伝達整備に努める。

第5節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

本町は、国、県、及び原子力事業者等と協力し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、以下の広報活動実施を検討する。

- ◇ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ◇ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈及び放射線防護に関すること
- ◇ 緊急時に、本町、国、県等が講じる対策の内容に関すること
- ◇ 要配慮者等への支援に関すること
- ◇ 緊急時に取るべき行動
- ◇ その他原子力防災に関する知識

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

原子力事業者から警戒事態または施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応、あるいは原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策は以下のとおりであるが、原子力防災上必要と認められるときも、当対策を適用する。

※注 原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第15条に定める原子力緊急事態に至ったときの、内閣総理大臣による緊急事態宣言で、以下の事態で発出される。

- ◇ 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で、 $500\mu\text{Sv/h}$ を検出した。
- ◇ 排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、あるいは輸送容器から1m離れた地点で、通常事象の100倍の数値を検出した。
- ◇ 臨界事故の発生となった。
- ◇ 原子炉の運転中に、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗した。

第2節 情報の収集・連絡体制の整備等

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1. 四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方発電所（愛媛県）において事故及び異常が発生した場合には、県にただちに連絡する。

2. 関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター・もんじゅ（福井県）、及び原子炉廃止措置研究開発センター・ふげん（福井県）において事故及び異常が発生した場合には、関係機関に連絡する。

3. その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

上記以外の原子力発電所・原子力関係施設に関する事故及び異常発生時には、必要に応じ、立地府県等から情報収集を行う。

第2 災害情報等の伝達

県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を、必要に応じ本町を含む市町村等関係機関へ連絡する。

第3節 緊急事態応急体制の確立

第1 事故対策のための警戒体制

1. 警戒体制

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、すみやかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。

2. 情報の収集

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国、県との連携を図りつつ、事故の状況把握に努める。

第2 緊急時モニタリングの実施

本町が実施すべき緊急時モニタリングは、県の緊急時モニタリングセンターへの参画・協力で対処する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物に係る放射性物質濃度の検査の実施

本町は、国及び県の放射性物質による汚染状況の調査（飲料水、食品）に協力する。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

本町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除を実施する。

第4 緊急時の保健医療体制の確立

本町は、県が行う緊急時での住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第4節 住民等への的確な情報伝達活動

本町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた以下の広報活動を行う。

- ◇ 原子力災害の状況
- ◇ 安否情報
- ◇ 医療機関などの情報
- ◇ 農畜水産物の安全性の確認
- ◇ 他

第5節 広域避難対策

第1 広域避難の調整・受入れ

本町は、県から広域避難受入れ要請があったとき、受入れ可能人数・施設構造等の必要情報を伝達し、避難所開設に協力する。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

広域避難者受入れ時は、避難者の多様なニーズ把握に努め、県の協力を受けながら、生活・医療・雇用情報等の提供で生活支援を行う。

また避難元都道府県や避難元市町村からの情報提供を行う。

第4章 中長期対策

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、すみやかに結果公表を行う。

その後、平時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第2節 各種制限措置の解除

原子力災害応急対策として実施した、立入り制限、あるいは飲食物の出荷制限・摂取制限の解除にあっては、本町は県との連携の基で、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言により実施し、関係機関に伝達する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

県は、徳島県内の空間放射線量率が平時よりも高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

したがって、本町も引き続き、住民のニーズを把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関情報、農畜水産物の安全性等の情報を、利用可能な様々な手段で、迅速かつ適切に提供する。

第4節 風評被害等の影響の軽減

本町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通確保に向けた広報活動を行う。

特に農林水産物については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限、摂取制限等の情報発信に努める。

第5節 避難者の生活支援継続と長期化への対応

本町は、国及び県と連携し、避難者等の生活支援に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組み構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援に努める。

補足説明（用語）

1. PAZ及びUPZ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域で、予防的防護措置を準備する区域を、PAZ (Pre Cautionary Action Zone)、緊急防護措置を準備する区域を、UPZ (Urgent Protective Action planning Zone)、とし、原子力災害対策指針によって、区域の目安となる距離（半径）が規定されている。

2. 緊急時モニタリング

放射性物質あるいは放射線の異常な放出、またはそのおそれのある場合に、周辺環境の放射性物質または放射線に関する情報を得るために、特別に計画された環境モニタリングをいう。

3. 安定ヨウ素剤

原子力発電所等の事故で、放射性ヨウ素が呼吸や飲食によって吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。

その結果、甲状腺障害が起こるが、この障害を防ぐために服用する医療薬をいう。

4. 原子力被災者生活支援チーム

原子力災害で、原子力施設の応急措置あるいは避難区域の住民避難終了後に、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とした被災者の生活支援を行うチーム。